



P 2

クリングオフとは？
クリングオフの成り立ち

クリングオフの特徴

クリングオフのやり方

クリングオフ期間の考え方

クリングオフは電話でできないの？

クリングオフ妨害の手口

クリングオフの失敗例

P 26

P 23

P 13

P 12

P 11

P 6

P 3

P 2

クリングオフQ & A

クーリングオフとは?

一言でいいますと「**契約を無条件に解除できる制度**」ということができるでしょう。ただし、その権利の強さから実は何にでもできるものではありません。

クーリングオフ制度は法律でこのように特別に規定されているものです。

よって、法令で規定がないものには原則クーリングオフ適用がないということになります。殆どの方が誤解されているのですが、実は通信販売にはクーリングオフ制度はありません。

大手の業者が独自サービスでつけているだけで法律上でのクーリングオフは通信販売にはありません。

このように一般的にできると思われているものが実は特別なサービスでしか無かつたなどの誤解も多々あると思います。

(通信販売には、クーリングオフ制度ではありませんが、返品制度が平成21年12月1日以降の契約には適用となります。商品や指定権利の売買契約において省令で定めたルールに基づく返品規約などの表示をしなければ返品特約が有効とならず、受取りの日から80日間は消費者の返送費用負担で返せるようになっています。)

クーリングオフの成り立ち

さしてなぜクリーニングオフ制度はできたのでしょうか?

最初は「訪問販売等に関する法律」というもので規制が始まりました。

訪問販売の被害が増えたために消費者に解約権利を与えるようというのが当初の趣旨です。

九三

消費者保護を法律で後手後手ではありますか実現していったのです。

その後訪問販売法はさらに規制が増えて「特定商取引に関する法律」と変わっています。

3

クーリングオフの特徴

クーリングオフはあくまでも不意打ち的に契約をやせられた消費者を保護しようといふ考え方

そこで、そのような商法を個別に規制しています。

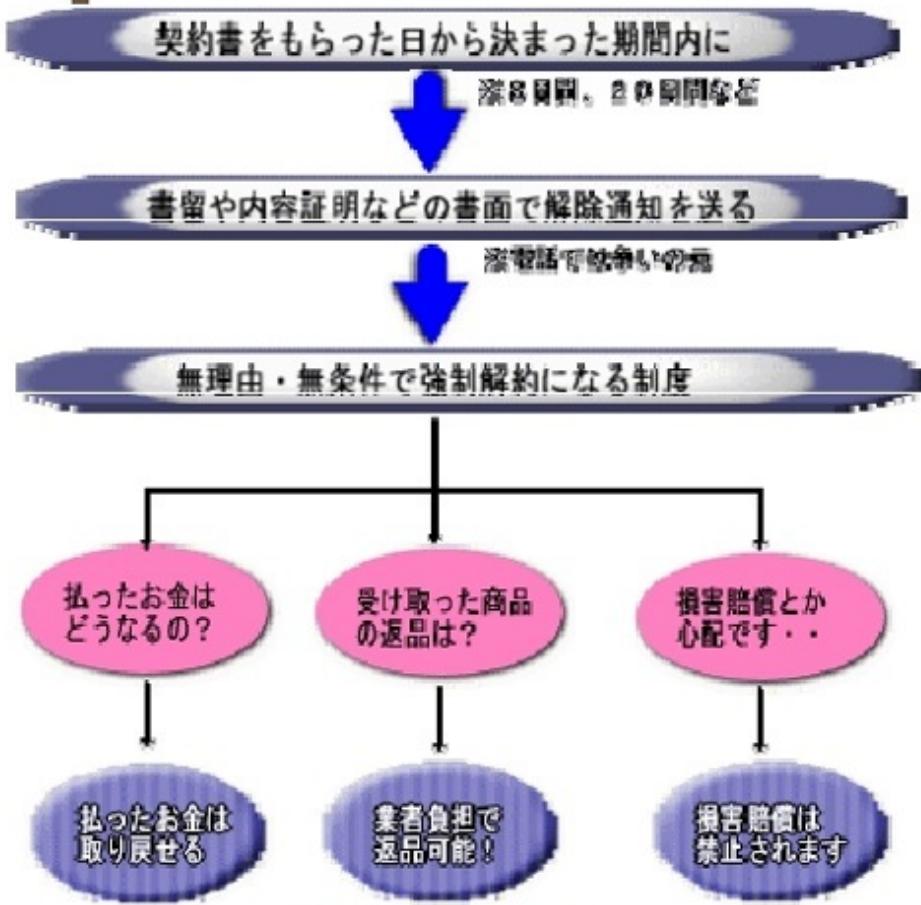
そして契約書面の交付義務を課して消費者にこの契約内容について確認をさせようになつています。よって、確認後からスタートセカンドからの趣旨から、クーリングオフ期間の起算はこ

の契約書面の交付の日からになっています。またこの契約書も何でもよこというものではなく、実は法律でこれこれを書けとすべて義務化されています。

よって違った内容の契約書を渡すということは、正しい契約書の交付をしたとみなされないために実はいつまでもクーリングオフでもるということにもなります。

またクーリングオフの効果は、絶対的なもので、原則金銭の支払義務は生じません。（消耗品の特則など一定の例外があります。）また商品等を受け取つても事業者に引き取り義務があり、返品にかかる費用の負担義務はありません。サービスを受けていても同様です。もし金銭をすでに払い込んでいてもすみやかに返還請求ができます。これらはクーリングオフの効果として規定されています。またクーリングオフ妨害のクーリングオフケースに顕著ですが、数ヵ月経つてのクーリングオフ事例も出るようになつてきました。しかしこの場合も使用利益に関する請求はできないとされています。

クーリングオフ



非常に強力な権利

クーリングオフのやり方

クーリングオフは原則的に電話ではできません。これは法律で「書面を発したとき」と書かれているためで文書を出さなければ解約効果は出てもません。

よつて原則は80日以内に「書面にて」契約の撤回又は解除の内容でクーリングオフする業者に通知します。(ただし判例では口頭でのクーリングオフを認めただといふ例はあります。)

この書面は日付が証明されるものと云ふこと、「内容証明郵便」や「簡易書留」、「特定記録郵便」などがよいでしょう。

具体的な文章に関しては、自分で調べて書くのも良いですが、面倒又は事後のトラブル等が不安ならば、私のような行政書士に頼むのが安心かつ確実であると思います。

シロウト判断でだして、クーリングオフ妨害を受け再契約せりれてしおり次被害なども寄せられています。

「クーリングオフ妨害への危険性は法改正からも見受けられます。

法改正がされるには、その前提として「被害が発生していて」「それの「救済がはかれてない」ということが前提となります。

現実に被害がでていてそれも顕著だといふとから、法改正でそれを保護しようとなるわけで

す。

現に平成16年11月11日以降から特商法で「クーリングオフ妨害を受けた場合はクーリングオフが再度可能である」という改正がなされました。

しかしその被害を受けたという「証明責任」は依然として消費者側にあるために「妨害にあつた」という事実を証明しなければいけません。これはたとえ電話などですと、その時の録音がなければ事実上証明も困難です。まあ録音を勧誘時点で残していく人はいないでしょう。よつて法律があるからなんでも大丈夫といつもの間違った考えになります。

ですからクーリングオフ妨害にあわないようし、べべ確實なクーリングオフ手続もへへが必要だとじつじつになります。

「参考条文」特定商取引に関する法律第6の条

第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者は又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるとの購入者若しくは役務の提供を受ける者（以

- ト」の条から第九条の三までにおいて「申込者等」と云ふ。は、書面によつてその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下「この条」において「申込みの撤回等」と云ふ。）を行つことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことと告げた行為をしたことにによる当該告知された内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにによる困惑し、しかるよりて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるといひ得る所該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行つしができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。
- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴つ損害賠償又は違約金の支払を請求するしができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その取扱又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときはにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用による限り

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス）	契約書面の交付を受けた日から 8日間
電話勧誘販売	契約書面の交付を受けた日から 8日間
マルチ商法	契約書面の交付を受けた日から 20日間か初回商品受領日から 20日間のいずれか遅い日まで
特定継続的役務提供	契約書面の交付を受けた日から 8日間
業務提供誘引販売（在宅ワーク）	契約書面の交付を受けた日から 20日間

た利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。
これだけ見るとわかりにくくと思いますのでボイントで書き出します。

①次に挙げる場合を除き、(この中での手順を経過した場合など書面ある状態。)

②書面による

③解除（以下このようにして「申込みの撤回等」といいます。）を行なうことができる。（その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の）ことになります。

よって、クリーニングオフができるケースだと判断できたときは、「書面による」「解除の通知」を出すことが条件ということになつてゐるわけです。

ですから電話でのクリーニングオフは、あくまでも相手方の同意によるクリーニングオフしかなく、法律上の手続きをしたことによるクリーニングオフとはなりません。（判例では口頭でのクリーニングオフを認めた例もあるが判例と/orのように裁判沙汰になつておつます）

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

書面受領日 →

クーリングオフ期限

クーリングオフ期限
(マルチ・内職商法の場合)

クーリングオフ期間の考え方
クーリングオフできる期間は各商法によって違いがあります。

さてこの8日間の数え方です。民法などでは起算の方法としては、初日不算入というものがあります。ところがクーリングオフの数え方は「初日算入」が原則となります。上記の図では「1日」に契約を行い契約書面を受領した事例を想定しています。

となると・・通常8日間のクーリングオフは1から数えて1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8と「8日」まで20日間のクーリングオフの場合は同様に数えると「20日」までとなります。よってこれまでに出さなければいけないということになります。

クーリングオフは電話でできないの?

特定商取引法では「第の条」にて「書面によつてその解除を行つことができる」と定めているので厳格にみると「書面の発信」が条件と見なしができます。

またクーリングオフの趣旨を、当事者一方が契約合意という強い力を断ち切るものだという観点を重視するとの条件は厳格に判断する必要があり、認めるべきではないといふ見方があります。（大阪簡裁昭62・5・8・判タ6015号217ページ）

しかし、最近ではクーリングオフの趣旨を「消費者保護に重視を置いた規定だ」と見なしが優勢となり、そつであれば口頭でのクーリングオフの存在が証拠として存在認定できる場合まで無効とする趣旨ではないという考え方ができました。

よつて口頭でのクーリングオフを認める判決（大阪簡裁昭63・3・18判時1204号130ページ、福岡高判平6・8・31判タ872号280ページ、広島高松江支判平8・4・24消費者法一コース2の判57ページ）もでています。

よつて事後トラブルを避けるためにはやはり「書面による行使」が必要だが、口頭でのクーリングオフの存在が認められる場合にそれを否定するものではないといふ考え方があるということになります。

ただ、現実には、電話ではなく、確実な書面による手続きをお勧めいたします。

クーリングオフ妨害の手口

お客様相談室、フリーダイヤルは果して信用できるのか?

業者の契約書に「**相談はお客様相談室へ**」など記載があるものが目立ちます。

これで電話をかけましたら「後日担当者がうかがいますので少々お待ちください」など言われて待つていただけた。クーリングオフ期間が切れてしまい、文句を言っても担当者は聞いてない。会社側もそれではどこの部署の誰に連絡したのか?証拠を見せてみるなど言って応じてくれない。証拠を出せと言われても電話だから相手の窓口の名前も知らないし録音も撮っていないなど困った事例。

電話をしたり、その場で一度考慮されたらどうですか?いつも解約はできますしお試しでやってみてその上で判断されたりいかがでしょうか?など持ちかけられて継続してやってみたらやはりうまいかなかった。

そこで解約できるといふ言葉を信じて電話をしたり、そんなことはできません。クーリングオフは終わっているので解約はできません。この事例。

結論として、お客様相談室はどこの誰から給料をもらっているのか?そのあたりを考慮して判断する事例。

また電話では法律上のクーリングオフ効果を出しきれないと不確かだとついと
を考えてしまい。

業者のクーリングオフできませんなどの事例

業者に電話したら「あでに使用してしまはからクーリングオフできません」と言われたが本当
なのか?など事実と異なることを口げられてあからぬしおうといふ事例も田立たれます。
クーリングオフは消耗品としての指定を受けたものでなければ使用していくべきのまま解除
できますので業者の嘘に惑わされないようにしてください。

でも脅してクーリングオフさせない。

協力してくれないかと、怖い団体名を名乗るかうか電話が度々あり書籍が届けられてしま
った。クーリングオフしたいが電話したり「街面車回りやつか?」など言われて怖くて迷っている。
ふとんのクーリングオフをしようと電話したり取りに行くところので来てもらつたらばその
場で家に上がりて「これを解約されると会社を倒す。おれの家族の生活を面倒見切れるの
か?・やつなつたりおれは向をくるかわからないうだ」と言われて怖くてクーリングオフしません

と云つてようやつと帰つてもひりつた。

このような事例は比較的多いものでして、業者も口頭といつ証拠が残らないものですから必死に手続きをとられないように妨害いたします。

業者の脅しに負けないで正確な手続きが必要です。

ある訪問販売業者のクリーニングオフ妨害事例（参考）

（これはあるクリーニングオフ妨害事例を受けた方のソーシャルフィクションです。）

▼販売時の出来事

・布団のクリーニングと云つて、ヒヤリを見せる（訪問販売とは最初聞いていない、担当者名、企業名は一応聞いたと思うが世間話で聞いた記憶が薄くなってしまつ。

・お客様の布団の状況を調べると云つて、上がり込み掃除機みたいなもので吸い込み汚れをおおげさに見せる。

（汚れてて買い換えようぢりに思つていたので、見てもひりつにする。この時、Aは別の建物に行くと云つて、Bが登場する。なんで入れ替わるのか疑問だつた。しかし検査の結果はとても汚いものであった。自分でも驚くほど。）

・以降主にBと交渉。コーナーさんだから特別お安くすみので買い換えたほうがよいと云ふ。(この布団はオゾンタイプのもので、2年前までに全て回収し交換したと説明を受ける。

(布団について知らない僕はコーナーへオゾンへ…と思しながらも説明をつづつに聞いた)

・具体的な予算の話で、布団を使う人は用3万円は使うと云ふ、普通に4万位だと思いますと聞かれたので、「中ひとつ15,000と答える。」

・運動しているだの健康は気にしていねたの会話していくうちに時間は3時間くらい経過してきた。Bは手続きのために出たり入り込んだり、Aは差し入れとして酣ハイを買つてきて、また別の建物に戻ると言つた。(Aは他の接客ではないのか?と思つ)

・月々13,400円のボーナス15,000でどうかと云ひ金額提示を受ける、話に聞いた標準額15,000より少し安いのでいいかと思い、OKとする。(このときは布団の相場を知らず納得する、じだわらないので、安いのでいいと云つてこの額だった。布団など今では羽毛布団ですらよいものが5,6万で買えると知ったのは後からだつた。)

・この時Bは、11、12月枠を全部つかってあげたし、それだけ真剣です。と言つ感じの恩着せがましい態度になる。さらに値引きは契約解除時にBとAの個人負担になるから解除しないでほしいとも云つ。(使ってあげたってなんだ?、個人負担だろうがなんだろうが知つたこっちゃない、と思つ。非常に恩着せがましい態度。)

・怪しい者でないことを主張される。(主張する時点でもう十分怪しい)

・契約書サインに入ると、書いてとこりとじりを埋める。手数料は見ていないので、68万くらいだと思ってサインする。総額説明などは全く無し。月々の1340円などの細かい金額しか言わない。

・確認書のマークではあまり意味がないので、全部Y/Eのに付けてください、と書く。
意味がないなら書かなくてもいいのではなくかと会社に提出するだけなので書いて下さ
いというので書いてみた。(これはあとから消費者契約法の不退去取り消しや威迫困惑取り消し
の妨害のために書かせているアンケートだと知った。)

・その場で信販会社との確認に立会い、はことじればいいですかからと聞いていたので、聞いて通
す。この時、初めて手数料30万くらい付いていることを知る。

・色々と恩を着せてあげたのでと云葉を残し、退室する。

Oクーリングオフ後の被害談

・Bから電話がかかってきて、クーリングオフの通知が会社からあって、どうしたのかなと思った
のでこれから15分くらいで向こうまことに云葉。(寝起きで、ついOKしてしまつ。)この時、クー

リングオフ通知したことと、布団を返してもいいのか聞いたが、とにかくこれから行くこと、眠気が飛んでクリーニングオフ妨害に来る」と話を聞く

・Bが来て、どうしました?と聞くので、布団は持つておきましたか?と聞くとまだ取りに行つていないと囁く。

・理由を聞きたいと言つて上がり込む。(上がりたいと言つたので、上げてみた。)

・下が固くて、値段が高いのでクリーニングオフします。といふと、それだけ?何で相談してくれないのかと言つ話になつた。

・Bは会社の枠を超えて、個人的にお付き合いしていただきたいと思つたので、値引き枠を使ってあげたところを主張するが、こひらは話をそらしてかわす。

・Bは解約の理由をさりげに追求してきたが、今言つた通りだとして、取り繕うつもりはなかつた。

・そして、明らかに契約当口と態度が違うと指摘してきたので、クリーニングオフを決めたのに妨害に来たからと思ひながらも、そういう気が変わる人なんです、とかわす。

・値段が高いと言つたことにつけこんで、Bはクレーム付けて値下げする人がいるんですけど、今回は該当するひしい。だから聞き込み調査するといふ。これまで下げられるか聞いても回答ないので、こひらも話をそらした。

・印鑑の意味が分かつてないと口ひ。その時は納得したが、よく調べてみると高齢者の方との間で、自分の意思がない人だという批判をしてきた。

・その後、Bは僕の人間性に對して批判してきた。

・恩というものを知らない。友達いないでしょ。彼女いないでしょ。

・独立すると言つても後輩はついてこないでしょ

・どれも面倒なので、そうだと言つたが、最後は否定してみた。驚いていた。

・ちょっと抜け毛が付いていたら、あーあ、汚しちゃってと言つた。

・使用していたのだから、その分の保障できるのか?と口ひってきた。

・何で相談してくれないのかという、別にそんな義務ないし、解約したいんだから連絡しなくてもいいでしょと思つたが口にできず適当に、それは手順間違えましたと答える。

・その後も納得できないとか、恩を知らないとか言つていたが、面倒なので、その場しのぎの回答をしていると、つじつまが合わなくなり、相手が混乱しました。

・話にならないので出て行ってくれというと、そういう問題じゃないという意味不明なことを口ひ、口ひからりも混乱してきた。

・相手があなたは自分の意思がない人だと批判したので、ついですね。といふと、開き直つたと、また批判してきた。

・再度出て行つてくださいと書いても出て行かないので、訴えますよ。といひ、といひ訴えてください。我々は悪いことしていないし、勝ちは当然ですから。と訳の分からないことを書く。(クリンクオフ妨害と住居不法侵入。どちらの自信は来るのだと思つ、こちらはあります混乱した。)

・我々は弁護士、警察、その他、全部味方だと脅す。(その他はもちろん暴力団関係でしょう、そう捉えました。)

・BはAに電話して、僕の人間性批判を全て説明し、指示を受ける、この時ケンカ売つてゐるかと聞いてきたので、いや別にそういうわけじゃ、と書くと、売つてゐるのか売つてないのか聞いてるんだと言つたので、売つてゐるんだよと言つた。それはそのままAに伝えられ、電話口ではそうち、じゃ、買ってやれと聞こえた。

・その後、Aが来て、どうなつても知らな」と書く。(完全な脅迫罪)

・今日は他の予定も全てキャンセルして来て他のお客さんにも我々にも悪いと思つ気持ちがないのか?と訳分からな」と書く。あつぱり思わないといった。

・布団使用に関して、クリンクオフ決めたのが2日前で、今日もこれで寝ていたんでしょ、よく寝れるねと指摘してきた。これしか布団がないからと書くと、ドンキでもどこでも買って買つ

て来るでしょ、普通。という。（勝手に布団を持って行つとして何言つてんの？という感じ、この布団回収も妨害理由付けの一つなんだと思つた。）

・交換を持ち出し、いろいろ買ひます、と聞いてきたので、無理だねうという10万円を提示すると、無理だとあきらめた。だから相談しなかつたんですよ、と付け加えた。

・クリーニングオフってなんだか知つてます?といつので、もあ?ととぼけてみた。すると、クリーニングオフは例えば、コンポを頼んだのに、CDプレーヤが来たところだけ使えるんですよ。今回は特例ですよ、とまた意味不明なことを言い出した。

（相場も知らず買っちゃった人が後で真実知つたら保護されるためのものだよ、と言いたかったのだからうがとにかくテタラメ。訪問販売員の法律知識など所詮はこんな3歳児レベル。²¹

・何言つても無駄と判断されると、クリーニングオフを受け入れた。布団が来るまでの約10分間、何言つてるか分からぬだの、こんな人初めてだなどと中傷し続けた。

・布団と頭金は返還され、その際、夜道は注意しろと言つてきた。

・帰り際に再び夜道は注意しろだの、かなりのいわゆるガンを飛ばして帰つていつた。
ここが悪質！！

・布団の訪問販売ではなくて、クリーニングと書いて上がり込む

- ・長時間滞在で、契約したほうが早いと思ってしまつ。出て行つてと申つと向でですか?に對して説明したり、また布団の説明を始めたりして面倒くさい
 - ・色々よくしてあげたので、解約しないでという態度に出ている
 - ・一般の人人が布団を使う額についての不実告知
 - ・確認書は意味がないと言つて全部YES方向に付けさせた。ですがこれは消費者契約法を考えた悪徳会社の細工だった。
 - ・クーリングオフの妨害にわざわざ寝起きに来る
 - ・脅迫をする
 - ・最後に残ったのは襲われるという恐怖感の暴言
- このように悪質なふとん訪問販売員の行動も相談事例としてあがつてきております。
- 悪質といわれるふとんの訪販業者では会社自体で悪質なノルマ優先の営業を強いておりかつ各訪問販売員の法的知識や道徳などもかなり低いレベルだということもあるようです。よつて訪問販売員は知らないうちに特商法違反の行為を繰り返すという事になってしまいます。

クーリングオフの失敗例

クーリングオフの失敗例（その1）

初めてではあったが、みようみまねでネットで出てる記載例をもとにだしてみたが、業者の住所を間違えて書いてしまった為に届かなかつた。その為に業者に意思が到達せずにその後かなり解約に手間取つてしまつた。

クーリングオフの失敗例（その2）

クーリングオフは8日間と書いてあったので契約した日に8を足した日まで大丈夫と思つていたが実は一日過ぎてしまつており、クーリングオフできないと業者に言われてしまつた。

23

クーリングオフの失敗例（その3）

内容証明書が良いといわれて郵便局について書き方を教わらうとしたら「これは教えてくれではない。受け付けるといふだから書くのは自分で書いて持つて来てください」と言われてあつとい

う間に時間が経ってしまった。会社を休んでいったのに無駄足に終わってしまった。内容証明のことが正直もつぱり解ってなかつた。

クーリングオフの失敗例（その4）

業者に電話したらクーリングオフはOKですと言われてその言葉を信じてほつておいた。やうしたら期限が過ぎたころに、早く契約書を返送してくださいと電話がかかってきた。電話でクーリングオフしたはずですがと言つたら、「そんな電話はしつりません。証拠でもあるんですか」とシラを切られた。

24

クーリングオフの失敗例（その5）

ネット上での見本をもとにそのまま条文を書いてみたが、実は全く事例の違つものだった。相手方がそれでもクーリングオフを了承してくれたからよかつたものの、適当に書くものではないと思つた。本当に危ないといひだつた。相手がひとくじ業者だったらと懲りつところでも冷や汗ものです。

クーリングオフの失敗例（その6）

一度行政書士に相談をしたが、費用かかるので自分で安易に考えてハガキでクーリングオフをしたら、家に押し掛けられた。どうして解約したんだ。会社から首になる。責任をとれるのか？一緒に恨んでやるなどア越しに捨て台詞を吐かれて非常に怖い思いをした。こんなことならしつかりと専門家をいれて行うべきだったと思った。

クーリングオフの失敗例（その7）

継続的な電話勧誘に苦しめられてきた。勤務先や家にまで電話が来ている。その都度クーリングオフをしていたが、最近は過去に解約しただろう。こつちは解っているんだ。これ以上解約するようならばこつちも考えがある。150万円はかかるなど恫喝されており、クーリングオフはすれども継続的に相談できる専門家が間に入る必要だったと感じた。

クーリングオフの失敗例（その8）

内容証明書などの証拠の残るものではなく、ただハガキで投函をして行った。そうしたら業者からはハガキは届いてないと言われて、調べたがどこにあるかが解らず大変解約に応じていただけ

るのに苦労をすることになった。こんなことならしっかりと内容証明でねこなつておけばよかつた。

Q そもそもクーリングオフができる理由は?

A) クーリングオフは訪問販売等に関する法律として制定されました。その後幾度も改正され現在では特定商取引に関する法律と名称もかわりました。事業者と消費者の能力格差を考慮して消費者保護のために作られています。

Q クーリングオフは何でもできるの?

A) これは一般的に誤解されていることが多いのですが、クーリングオフはなんでもできるのではありません。逆に、こういう場合でしかできませんと全て法律で定められています。ですから原則できない。例外でできる場合を決められていると考えてください。

Q ネットオークションなどにはクーリングオフ制度はあるの?

A) オークションなどは非常に知名度も上がってきましたので利用される方は多いかと思います。オークションは法令上は通信販売ということで規定されますが、実は通信販売には法律としてのクーリングオフ制度はありません。です

からネットオークションなどでは相手がサービスでクーリングオフ制度を設けている場合以外はクーリングオフできないということがあります。（返品制度もできましたがクーリングオフとは内容が異なります。）

Q) はがきで良いとあるけれど内容証明の方がいいのかな？

A) よくある見本では簡単なハガキの見本が書いてあります。法令上は実は書面を出せば良いというのみですから極論を言えばチラシの後ろに書いて相手に交付しても効果は出します。ただ現実には、そのようなことはいつ何を出したのか？などの証明力が弱くなります。

つまり、ハガキでも学問としては効力を持りますがそれのみではなくらかのトラブルが起きた際には証明力が弱いのでいささか不安な面も残りますといふことになります。ちなみに証拠力の強さで言うとこのようになります。

通常郵便のはがき（内容も日付も証明できない）＼書留郵便のはがき（日付のみ証明できる）＼内容証明郵便（内容も日付も証明できる）

なので高額な契約や相手業者が信用ならないといふ場合ほど証明力の強いものを用いるとトラブル予防となります。

Q) クーリングオフ期間が1日だけ過ぎたけれど1日くらい大丈夫ですか？

A) クーリングオフは厳格な定めなので原則1日でも過ぎたらばできません。

Q) クーリングオフ期間が過ぎてもクーリングオフできる場合はあると聞きました。どのような場合ですか？

A) 特定商取引法では、クーリングオフ期間経過後でも出来る場合として契約に不実告知があった場合でそれを消費者が誤認した場合、業者によつて威迫されて行使できなかつた場合は改めて書面交付をしその日から80日間クーリングオフできると定めがあります。

Q) クーリングオフ留保とはなんですか？

A) クーリングオフの起算は「契約書面の交付を受けた日」ですが、その契約書が何でもよいというわけではありません。法律で厳格に記載項目が決まつております。それに不備がある場合は、そもそも起算自体が始まらせん。このような場合をクーリングオフが留保されているといいます。してこの場合は正しい契約書を渡されぬまでは理論上いつまでもクーリングオフ可能とみなされます。

Q) クーリングオフの期間は何日ですか？

A) 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステ、語学会話教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師派遣業、結婚相手紹介サービス）は契約書面の交付を受けた日から80日間です。マルチ商法、内職商法に関しては契約書面受領の日から20日間と特別に長期のクーリングオフ期間があります。

またマルチ商法には、初回商品受領の日から20日間というクーリングオフ期間もあります。

Q) クーリングオフとは何という意味ですか？

A) アルファベットで書くと「Cooling off」となり、「頭を冷やして物語り」という意味となります。

冷静になつて考えてください」という意味合いでです。

Q) 私は個人で細々と事業をしております。個人事業でもクーリングオフはできますか？

A) クーリングオフは「営業のための契約」は適用除外となります。よつて個人事業という法人でなくとも営業のための契約には適用になりません。

Q) クーリングオフ手続きをとつたのですが、何も連絡がきません。不安ですが・・

A) クーリングオフは強制的一方的解除権です。手続きだけ間違いなくしていれば相手方の意思は関係ありません。連絡がこない＝逆に安心と考えてください。

Q) クーリングオフできる商品が決まつているつて本当ですか？

A) 従来は指定商品、指定役務、指定権利制度として、訪問販売や電話勧誘販売などでは指定されていました。ただし、平成20年には指定商品、指定役務制度をなくすということで法改正が進められ、平成21年12月1日に施行されました。今後は、指定商品制度ではなく、逆にこれだけははぶきましょうといった除外指定制度になりました。しかし指定の権利制度だけは残され

ております。

Q) クーリングオフは初めてでどう書いても間違つてないか不安です。大丈夫でしょうか?

A)具体的な内容は無料相談などでは責任を負えないで自己責任で間違わないように書くしかありません。どうしても不安でしたらクーリングオフ代行を考慮するとよいでしょう。

Q) 初めてのクーリングオフ一人でやるとどのくらい時間かかる?

A)大体私のところに相談に来る方に聞きますとこのような時間が多いため思われます。解約するかしないかで1時間ほど悩む。クーリングオフについてネットなどで検索し調べるので2~4時間、それでなんとか文章作成に入つて悩みながら作成し2~3時間。できたものを郵便局へ出しに行くのに往復で1~2時間。いつもやってみるとかなりの時間をかけていると思います。

◎最後に

クリーニングオフといつてもいろんな事例があります。ただいすれも、高額な金額を解約することになりますので、クリーニングオフ妨害やクリーニングオフの失敗を防ぐために、是非とも間違えない、確実な手続きをなされてください。

11-104-0001 東京都小金井市闘鶴町2-1-5

トヨタ・オフ-388-0073 クーランクホフエリ相談・代行御依頼は専用無

料相談ダイヤルもしくは FAX: 042-381-1830

<http://www.coolingoff.jp> クーランクホフゼロの「相談はノホリ」もしくは

<http://www.coolingoff.mobi> クーランクホフ携帯版ホームページ

<http://www.coolingoffsp.mobi> クーランクホフスマホ版ホームページ

den@ga2.so-net.ne.jp

クーランクホフ行政書士事務所 行政書士 加田敏之

2012/10/05(行政書士加田敏之) 黒歴史の転載、利田を禁止つも。